

建築計画概要書等閲覧規則の一部改正の概要

1 改正の趣旨

建築基準法による建築確認済証が交付された建築物等については、建築計画概要書等の閲覧を「建築計画概要書等閲覧交付システム（以下、「システム」という。）」に接続された端末機器等により5つの土木事務所で行っている。

今後、同システムを利用したインターネットによる閲覧を予定していることから、建築計画概要書等の閲覧に関する規定の改正等、所要の改正を行う。

2 改正の内容

インターネットを使用して、建築計画概要書等を閲覧する場合の規定を追加する。

（第5条関係）

インターネットを使用して建築計画概要書等を閲覧する場合、係員の指示を要しないことから、注意事項の記載を改める。（第6条関係）

3 施行日

令和8年10月1日